

医事紛争対策委員会規程

(目的)

1. この規程は、当院において紛争（患者等の苦情、患者等との示談等の折衝・訴訟、医療安全危機監理、行政機関・警察・報道機関への対処、その他の危機監理事由を含む。）が生じた場合、又は紛争化が予想される場合に、適切に対処するために必要な事項を定める。

(医事紛争対策委員会の設置・構成)

2. 前条の目的を達成するために、当院に「医事紛争対策委員会」（以下「紛争対策委員会」と略す。）を設置する。

(1) 紛争対策委員会は、院長が都度必要と認める者で構成する。

(2) 紛争対策委員長は院長とする。

(召集)

3. 紛争対策委員会は、紛争対策委員長が召集する。

(報告体制)

4. 紛争が生じた場合、又は紛争化が予想される事例が生じた場合、これを覚知した職員は、速やかに院長に報告する。

(所掌業務)

5. 紛争対策委員会は、紛争、又は紛争化が予想される事例について、必要に応じて弁護士の意見も聞き、対応策の検討その他紛争解決に向けた諸活動をする。

(個人情報保護)

6. 紛争対策委員は、個人情報保護のため以下の事項を遵守する。

(1) 紛争対策委員は、対策委員会で知り得た事項に関しては紛争対策委員長の許可なく他に開示してはならない。

(2) 紛争対策委員は、紛争対策委員会に関する資料を一切複製してはならない。

(資料の非開示，患者家族関係者の証拠制限)

7. 紛争対策委員会に関する資料は，いずれも当院内部の意思決定及びその実施のためだけのものであり，収集情報・調査・議論等の一切も同様に当院内部の意思決定及びその実施のためだけのものであり，当院の外部に開示することができない。患者，家族関係者は，報告書など資料の一部を特に開示された場合といえども，これを裁判所に提出して民事訴訟の証拠としてはならない。

(規程の見直し)

8. 本規程は紛争対策委員会において随時に見直し，院長において必要に応じて改正するものとする。

2015年 9月 1日

医療機関 満岡内科・循環器科

院長 満岡 渉